令和３年度第３回大阪府教育行政評価審議会

※□内は委員から事前聴取した意見

１　日時　　令和３年９月２1日（火）15:00～17:00

２　場所　　府庁別館６階　委員会議室 ※Webによる開催

３　出席委員　　明石会長、田中副会長、奥村委員、小田委員、藤田委員、渡辺委員

４　議事概要

（１）審議

○　資料１－１「点検及び評価調書（案） 基本方針1　市町村とともに小・中学校の教育力を充実します」により、事務局から説明。

○　資料１－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜人権教育の推進（具体的取組10）＞  　「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され5年が経過したが、現在の小・中・高等学校における部落問題学習の現状と課題について伺う。  　これまでも大阪府では、児童生徒の生活に根差した教材や地域の課題に迫る教材等を創り出し、それらを使った学習が進められてきたが、平成14年度に同和対策事業特別措置法が失効したことにより「同和問題はもう過去の問題」とする風潮が学校現場に広がったり、この間の対策事業等によってハード面の一定の改善が図られ、部落差別の実態が見えにくくなっている現状の中で部落問題学習に消極的な傾向があるのではないかと危惧している。  　しかし、インターネット等による新たな部落差別事象も生起している。「部落探訪」と称して全国の被差別部落の所在地をネット上で掲載するなどの悪質な事案も指摘されています。  　こうした状況を踏まえ、今一度、生活や地域に根ざした身近な人権課題から自分の問題として捉えて、その解決に向けた意識や態度を育む部落問題学習が重要と考える。児童生徒が部落問題をはじめとした人権に関する正しい理解や認識を持ち、それらを現実の生活や自己の行動に生かしていこうとする意識や態度を育てるために、これまでの取組をより広め深めると共に、児童生徒の生活や地域に根ざした部落問題学習の推進が強く求められていると考える。 |

＜事務局＞

委員お示しのとおり、近年インターネット上における差別的な書き込みや、特定の地域を同和地区と掲載するなどの行為が依然として発生しており、同和問題が解決されたとは言えない状況にある。改めて部落差別の解消の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、人権課題の一つとしての同和問題について学ぶことは大切であり、教育の果たす役割は重要であると認識している。

府教育庁としては、人権教育推進プランを踏まえ、人権教育を進めるにあたっては、自分事として考える力、また実践する力をつけることが重要と考えており、当事者との出会いの機会をつくるとともに、地域の課題について主体的に考える取組みを推進している。

現在、同和問題に係る学習は、全ての学校で計画が作成されており、子どもたちが同和問題を正しく理解できるよう取組みが進められている。府としては、学校での取組みがより充実するように、児童生徒が活用できる人権教育教材集資料等を作成し、ホームページに掲載している。

今年度は、教材集資料をより充実するために、インターネット上の差別、また人権侵害について考えることができる学習指導案、または教材を作成することとしている。

今後も人権教育教材集資料等がより活用され、各学校における人権教育がより推進されるよう努めてまいる。

＜委員＞

大学生の現状から問題意識を持った。本学には全国各地から学生が集まっているが、学生の3割強ぐらいが同和問題を知らないという。そういう実態から、法の精神に則って、この問題を一つの課題として改めて取り上げていくことが大事と思っている。

もう一つのきっかけは、就職活動をしている学生から、身元調べをされる不安があるという声を聴いたこと。その学生は同和地区出身者ということを私に語ってくれたが、就職での身元調べの不安を感じている学生がいるという実態がある。インターネット上での人権侵害も顕著に現れている。改めて人権教育のさらなる充実をお願いする。

|  |
| --- |
| ＜校種間の連携の強化（具体的取組13）＞  　教育改革の一つである「チーム学校」の概念で重要な点は、子どもの教育を支える根幹を、単に学校内での教職員個々人の力量や教員間の協力体制の問題だけではなく、学校外の専門家や地域人材と学校教職員による「チームアプローチ」での連携・協働の仕組みとして捉えるというところにある。そういった子どもの教育を支える社会的な仕組みの変革が進む中で、教員が所属する地域の学校園校種間での連携や情報共有する機会を確保するのは、かつての学校園間連携以上に、極めて重要であり、推進すべき事項であると考える。  　そういった点からは小中の連携に関する数値が100％となったこととは反対に、「幼保こ」と「小」の連携について、「幼保こ」が私学を含むこともあって難しい面があろうかと思われるが、連携に関する数値が計画策定時よりも改善されていない状況については気になるところである。この点について、どのように自己評価しているのか。また、大阪府では、「小1プロブレム」と言われる子どもの「幼保こ」と「小学校」のギャップについては、現状どのような認識があるのか。 |

＜事務局＞

幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校による連携について、調書に記載している「合同研修等による教員間の連携」の実績は、令和元年度は58.8％であったが、令和２年度は大きく下がっている。昨年度、新型コロナウイルスの感染症の影響で、多くの教員が一堂に会する研修の実施が困難であったことが理由の１つと考えている。

一方、進路や入学にかかる連絡会、また定期的な連携会議の実施については、幼稚園、保育所、こども園と繋がりのある小学校との間では100％行われており、各市町村において、幼稚園、保育所、こども園と小学校の円滑な連携が進められている。今年度もコロナ禍で厳しい状況が続いているが、研修内容等の状況を把握しながら、好事例を紹介して参りたいと思っている。

小1プロブレムと言われる問題、幼稚園、保育所、こども園と小学校の教育に関して、遊びを通じて学ぶという幼児教育の本質と小学校教育の間にはさまざまなギャップがある問題については、その双方のギャップをしっかりと埋めていく、また幼児教育の学びを次の小学校教育に繋げていくことが大切と考えており、現在、府内の全ての小学校において、小1プロブレムへの対策として、スタートカリキュラムを作成して、そのギャップを解消するよう取組みを進めているところ。

今後とも、府の幼児教育センターと連携し、幼児教育の主たる担い手である市町村、あるいは設置者の協力を得ながら、幼児教育に携わる教職員の資質向上、幼児教育と小学校の円滑な接続など、幼児教育の充実に努めてまいりたい。

＜委員＞

コロナ禍にあって、密を避けるため集まりづらいという事情はよくわかった。また、進学や進路に関しての引継ぎ等の連絡については100％行われており、大変厳しい状況の中で努力されていることも承知した。

チーム学校が進んでいく中で、教育支援協働という概念について、おそらく一番苦手なのは学校の教員ではないかという問題意識が私にはある。自分の学校に関しては、すごく責任を持つが、一方で学校外への繋がりや、情報共有等に関してはまだまだ課題を多く持っている。私が小学校教員であった時代にも感じていたことであるが、違う校種の教員と話をする際は、どうしても表面的になってしまうという本音がある。今後は本当の意味で垣根を取り払うような仕組みが必要になると思う。

今後、コロナは収束に向かうと思うが、ＩＣＴに関しては教員の方が積極的に活用し、特に情報共有という点についてはコロナ禍であっても、しっかりと情報を接続できるような仕組みを作るべきではないか。むしろこの点については、手をこまねいていると、教員にとって一番苦手な分野になるのではないかと危惧している。

今後、コミュニティスクールや地域連携本部など、学校外の組織を学校の中に取り込んでいくような仕組みが次々と出来ていくが、少なくとも学校園の連携協働についてはさらなる協力が作れたら良いと思っている。

＜委員＞

小学校で1年生というと幼く感じるが、幼稚園の園長先生に聞くと「去年まで何でもできたお兄ちゃん、お姉ちゃんで、年長組の頼もしい子どもたちなんですよ」と答える場面があった。また、中学校の教員から見れば、中学1年生はブカブカの制服で幼く見えるが、小学校側から見ると、最高学年で頼もしい６年生というように、15年のスパンや18年のスパンで子どもたちの成長を見守るという観点で校種間の連携はとても大切なことと思う。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

人権教育の推進については、近年同和問題が形骸化したり、その実態を知らないという子どもたちも増えてくる中で、一方ではインターネット等で同和問題が掲載されるという深刻な人権侵害もある。そういう中で、人権教材の活用も含め、一層部落問題学習の充実、発展に向けて取り組んでいただきたい。

校種間の連携の強化については、コロナ禍の中で、対面等の研修の実施率が下がっていることに加え、校種間の連携は、教員にとっては学校・園の垣根があり課題のある分野である。このコロナ禍を一つのきっかけとし、今後感染拡大が収束しても、ＩＣＴの活用等を通して情報の共有化と、子どもたちの垣根を越えた育み、指導を一層充実してほしいというご意見。

〇　会長より、事務局で整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

基本方針４について

○　資料２－１「点検及び評価調書（案）　基本方針４　子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」により、事務局から説明。

○　資料２－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ（基本的方向③）＞  　内閣府の「子ども・若者の意識に関する調査」（令和元年度）によれば、「自分の将来に明るい希望を持っているかどうか」について「どちらかといえば希望がある」（41.3％）に次いで「どちらかといえば希望がない」（24.5％）が高くなり、年代が上がるにつれて「希望がある」は低くなっている。  　また、「日本の未来を良くするための行動」について、「どれともいえない」（32.4%）が最も高く、「仕事や学業をしっかりやることで社会に貢献したい」（32.3％）、「考えてはいるが、具体的にどのようにすべきかわからない」（23.9％）となっている。  　こうした現状から、府内の児童生徒が自己実現と社会貢献への意欲を高め、より良い社会を築く一員として自覚と行動を促す「志学」の一層の取組とその普及が求められると思いますが如何でしょうか。 |

＜事務局＞

　府立高校における「志（こころざし）学」については、主に総合的な探究の時間等を中心に取り組むこととしており、全ての生徒が卒業までに1単位時間（35時間）学習をしている。

「志（こころざし）学」を充実させることは、教育庁としても非常に重要と考えており、これまで教育庁では平成30年3月に、「志（こころざし）学」実践事例集を作成し、府立高等学校に送付している。その後も毎年度、取組み事例を府立学校の校長、准校長へ発信してきた。

今後も、府立高校に対し、「志（こころざし）学」の意義について改めて周知をするともに、学校訪問等の機会に取組み状況などを聞き取り、事例などを全府立学校に共有することにより、学校が行う「志（こころざし）学」をさらに充実させられるよう努めていきたい。

＜委員＞

　全ての府立高校においては、総合の時間で35時間の授業を行い、また教育庁では「志（こころざし）学」の実践事例集なども作成されて取り組まれているということである。

今後とも児童生徒が自己実現や社会貢献、自分に対して自尊感情を持ちながら、社会に貢献できるよう、夢や志をはぐくむ指導をよろしくお願いする。

|  |
| --- |
| ＜キャリア教育の推進（具体的取組68）＞  　校内支援体制の中で、生徒の職業観の育成とあるが、育成された職業観はどのようなものか。 |

＜事務局＞

高等学校においては生徒が学ぶことと、自己の将来との繋がりを見通しながら、社会的職業的自立に向けて必要となる、必要な基盤となる資質、能力を身につけていくことができるようキャリア教育を実施している。

このキャリア教育の一つである。進路指導について、生徒が自己のあり方、生き方を考えて、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて組織的かつ計画的に進路指導というものを行っているところ。

ご指摘の点については、例えば生徒が様々な業種を知るために職業教育テキストを活用した具体的な職業の紹介や、専門学校や企業などの関係者を学校に招き、生徒自身が興味のある業種の話を聞くといった出前授業等も行うことにより、生徒一人一人が自分の就きたい職業を見つけていくということ、社会に出て働く自分の姿をイメージすることができるようにすることなど、職業観の育成に努めているところ。

＜委員＞

具体的にご説明いただいたので、イメージすることができた。

皆それぞれが自分の就きたい、興味のある職業を具体的にイメージしながら、主体的に進路を考えていける体制を作っているということで非常に安心した。これからも進めていっていただきたい。

|  |
| --- |
| ＜スクールカウンセラー配置事業について（具体的取組82）＞  　我が子の通う学校でも、スクールカウンセラーについての案内があり、実際に利用したことがある子どもの話を聞くと、カウンセラーの方はよく話を聞いてくださると言っていた。今後のさらなる発展を期待する。  　一方で、スクールカウンセラーは教職員も利用可能と聞いており、相談件数の数値もかなり高くなっている。実際の教職員の中には、教職員のスクールカウンセラーへの相談は、管理職に話がいってしまい、大ごとになると思い、利用できていないケースも多いように聞いている。教職員が利用しやすい、体制づくりをお願いする。 |

＜事務局＞

不安や悩みを持つ児童生徒と保護者、教員への相談等を行っているスクールカウンセラーについては、現在公立中学校全校に配置をしており、校区の小学校への派遣も可能としている。

昨年度は、コロナへの対応のために、市町村の実情に応じて、各学校のスクールカウンセラーの配置の回数を拡充したところ、児童生徒のみならず、教職員からの相談件数が大幅に増加し、その支援ニーズの高まりを感じた。

令和3年度については、コロナの不安が続くことから、小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を拡充し、昨年度以上に教職員からの相談への対応も可能としている。教職員がより相談しやすい体制作りも含め、効果的な活用に繋がるよう、スクールカウンセラー連絡協議会等の機会を通じ、市町村教育委員会やスクールカウンセラーに対して助言をしてまいりたい。

＜委員＞

私の知り合いからも、スクールカウンセラーに相談して話を聞いてもらい、助かっていると聞いている。ただ、教員方も利用できるのかという疑問を持っており、実際に教員方が利用している実績の資料を提示してもらったので、教員も利用していることがわかり安心した。

一方で、実際の教員の声を聞くと、スクールカウンセラーの利用はやはり事実上、保護者や生徒に限定されているような雰囲気で、実際に教員が相談するとなると、白旗を上げたというような感じがあり、簡単に相談できるものではないと捉えている方もいるということ聞いた。スクールカウンセラーに相談しても大丈夫だということを、全ての教員に周知できるように取り組んでいただきたい。

＜委員＞

このスクールカウンセラー配置事業で、教職員が利用しやすいようにするという指摘は非常に重要だと思っている。

今、精神的な体調不良によって、休職する方が非常に多いと聞いている。もし学校内に、こういった教職員が利用できる仕組みがあれば、突然体調不良になっても、講師の手はずなどで、学校の運営自体がバタバタすることが少しでも防げるのではないかと感じた。ぜひ推進していただきたい。

|  |
| --- |
| ＜不登校対策会議について（具体的取組84）＞  　広島県、福島県、愛知県では、「校内フリースクール」というものを設置しているとのこと。子どもたちの学校復帰ではなく、「社会で生きていく力をつけること」を目標に学び方の多様性が考えられた取組だと思う。  　学校の存在意義を根本から見つめ、是非とも大阪府でも前向きに検討していただきたい。 |

＜事務局＞

校内フリースクールについて、府立高校においては、多様な教育ニーズに応える観点から、原則対面による授業を前提とした学習プログラムを設定する全日制課程や定時制の他に、スクーリングと自宅での学びを組み合わせた通信制課程の高校を設置している。

また、全日制課程の中でも、例えばクリエイティブスクールやエンパワメントスクールなど、様々な背景を持つ生徒に対する支援の実現に向けた特色を持った学校等学校も設置をしているところ。

府教育庁としては、委員をお示しの不登校の生徒を含め、引き続き様々な学び方に対応した学校を設置するとともに、各校における教育相談体制の充実や、スクールソーシャルワーカーの配置を進めることに加え、民間支援団体と連携しながら、一部の学校内に生徒の居場所を設けて、課題を抱える生徒の早期発見、登校の動機づけを行うという取組みを行っている。

また、大阪府の教育センターの中に教育支援センターを設け、不登校になっており、学校には通えないが学校復帰を希望している子どもたちに対して、様々な支援を行うため、教育支援センターの取組みも進めている。

引き続き、不登校の未然防止、加えて学校復帰のための支援を進めてまいりたい。

＜委員＞

校内フリースクールに関して、広島・福島・愛知の取組みは、社会的自立を支援の主眼に置いたものであるととらえている。

現在、国において、教育機会確保法が策定され、その基本方針においては、子どもたちの不登校支援については、学校復帰のみを目標とするのではなく、子どもたちが進路を主体的に捉え、社会的自立をめざす必要があると示されている。

小中学校課としても、不登校児童生徒への支援については、適切な見立てに基づいた多面的な支援を行うことが大切であり、必要に応じてフリースクールを含めた関係機関との連携が必要と考えている。

小中学校課としては、この国の法令や方針に基づき、昨年4月に、「子どもたちの社会的な自立のために　―不登校児童生徒への支援と取組み」という題名のリーフレットを作成し、各市町村教育委員会を通じて学校に周知し、ホームページにも公開をした。これによって不登校児童・生徒への社会的な自立をめざした支援の充実を図るよう促しているところ。

引き続き、学校復帰のみを目的とするのではなく、不登校児童生徒が進路を主体的にとらえ自立する力をつけていくために必要な取組みについて検討をしてまいる。

＜委員＞

不登校の児童・生徒の社会的自立をめざして様々な取組みをしていただいていると理解した。

在籍している学校の中に行ける場所があるということは、社会的自立の第一歩となる重要なところ。みんなが通っているところに行けなくなっていることで自己否定や自分を低く見てしまうなど、自分を肯定できない要素になっていると思う。

教室の中に復帰できるということではなく、在籍している学校の中に居場所があるという状況を作れるのであれば、一つの選択肢としてあってもいいのかなと思う。ぜひ検討していただきたい。

＜事務局＞

ご指摘の不登校の児童生徒に対しての学校内の居場所についてだが、小中学校等においては、校内適応指導教室といった自分の居場所を設置する取組みもしている。今のご意見も踏まえて、より良いものになるように発展させていきたい。

＜委員＞

今の事務局の説明で、多面的支援という言葉がすごく印象に残った。こういった不登校支援や先ほどのスクールカウンセラーの活用に関して、昔の学校像とはずいぶんと違うところがある。また、不登校の児童生徒の居場所作りのために、民間支援団体との協働にも取り組んでおられると聞き、とても前向きな取組みだと感じている。

前にも申し上げた日本教育支援協働学会で、この民間支援団体の方からの学会発表というのもあり、一番やりにくいのが、学校の教員が理解をしてくれないことだという話だった。

元高校教員である自分もドキッとしたのだが、学校の中に民間団体が入ってくる形になったときに、学校の教員と民間団体との情報共有というのは、今後の課題だと思う。

実際に大阪府が、民間の支援団体とのコラボレーションということをやっていることは本当に評価できる。子どもを支える仕組みであることを教員が十分理解し、それを今後さらに強化していくことは本当に重要だと思う。

＜委員＞

すでに学校の中の居場所作りに取り組んでおられるという点は安心した。引き続きよろしくお願いする。

|  |
| --- |
| ＜道徳教育の推進(具体的取組74)＞  　道徳教育の推進として、公立小中学校には担当者による指導と評価についての研修を実施とあるが、具体的にどのような内容か。また評価とはどのようなことか。 |

＜事務局＞

道徳科の評価については、児童生徒がいかに成長したかを積極的に見て、数値ではなく個人内の評価として、記述式で行うものとしている。

この評価は、教員にとっては、指導の目標・計画、また指導の改善充実に取り組むための資料にもなり、児童生徒にとっては、自分の成長を実感して、その後の意欲の向上に繋げていくものになる。

評価の一例として、例えば、「規則の尊重、ルールを守る」という内容項目があるが、それをテーマにした授業を何回か行う中で、児童生徒がその授業を振り返って感想を書くが、その感想の内容において、児童の道徳性の高まりや成長の様子を見ている。それを記述によって評価するのだが、例えば、「作られた決まりより、自分で作った決まりの方が守れると、自分なりの考えを持ち、それを生かしていきたいと考えることができました」というような評価例になる。

指導と評価の研修については、例年、各市町村教育委員会の道徳教育の担当指導主事対象として、道徳教育の改善充実に関する研修会を年3回実施している。昨年度は「道徳的な課題というものを児童生徒それぞれが自分の問題と捉えて向き合い、考え、議論する道徳」をめざした授業改善について研修を実施した。また、併せて評価についても先ほどの基本的な考え方や、教員の指導に生かされ、児童生徒の成長につながる評価であることを整理し、「指導と評価の一体化」についての授業づくり、授業改善の必要性を、具体的な事例をもとに伝える研修を実施したところ。

＜委員＞

評価は、点数化・数値化ではなく、記述式で対応をしていることや、また指導においても児童一人一人とディスカッションを交えて行っているとお聞きした。

私も小学校中学校の道徳の本を読んだが、考えさせられる内容になっていた。児童だけでなく、例えば親も含めて家庭でも話ができるようになれば、さらに内容が充実した道徳教育になっていくと感じた。今は多様化の時代で、様々な意見や考え方があるので、授業を進めていくのも大変だと思うが、引き続きお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜「こころの再生」府民運動の推進(具体的取組75)＞  　「あいさつ運動グッズ(のばり等)に加え、地域とともに活動する際に活用できるビブスを提供」とありますが、具体的にはどのような取組みか。  　府民運動ついての啓蒙活動としての具体的な事例はどのようなものか。そしてその効果はどのようなものか。 |

＜事務局＞

こころの再生府民運動は、16年前の2005年2月に寝屋川市中央小学校で起こった、その小学校の卒業生が突然学校に入ってきて教職員を殺傷するという痛ましい事件を契機に提唱した運動で、すでに15年以上地道にやっているもの。2005年当時は、今もあまり変わらないかもしれないが、家庭内での暴力事件、それから学校における校内暴力、いじめ問題が深刻な状況になっており、また幼い命が突然奪われる事件が相次いで発生するなど、大人も目を疑うような行為が多数見受けられた。

このため、「命を大切にする」「互いに思いやる」「感謝する」「努力する」「公共のルールやマナーを守る」といった、社会や時代がどんなに変わっても決して忘れてはならない五つの心について、今一度大人も子どもも見つめ直してもらいたい、その上でできることから実践を呼び掛ける運動となっている。

具体的には、「ええもんはええ」とはっきり褒める、「あかんもんはあかん」とはっきり叱る、挨拶を大切にするといった７つのアクションを掲げ、特に学校現場では挨拶運動を中心に取組みを進めている。府教育庁として、各学校地域での挨拶運動を支援するために、例えば校門付近に掲出する府下統一の挨拶運動実施中と書かれたのぼりを印刷して各学校に配布し、併せて登下校時の見守りを行っていただいている地域のボランティアの方々が着用するビブスを配布している。これは、知らない人に声をかけたらダメだという教育がされていることから、このビブスをつけている人は自分たちを守ってくれているということがわかるような蛍光の少し派手なものになっていて、そういった物も配布して取組みを進めている。

次に啓発活動については、民間企業の皆様とタイアップして付箋などの啓発グッズを作成し、イベント等で配布をしている。また、先ほどの７つのアクションに関する高等学校での特徴的な取組みを冊子にまとめ、取組みを府内の全中学3年生に配布し、こころの再生の取組みを知ってもらうとともに、志望校を決める際の参考資料という形で使っている。

最後にこの運動の成果について、資料30ページに記載しているが、学校がＰＴＡや地域と共に本運動に取り組んでいる割合について、昨今このコロナ禍ということもあり、前年度より2％下がってはいるが70％前後と比較的高い水準で推移している。

引き続き、学校を中心として本運動を通じて心の大切さを伝えていきたいと考えている。

＜委員＞

挨拶運動をインターネットで調べると、アサヒビールや無印良品、松下幸之助氏も挨拶を基本に置いて考えているという記事があった。

目を見て、顔を見て挨拶を誰にでもできることが全ての人間関係の基本ではないかと思う。それゆえに、挨拶でいじめもなくなるといったことも、心理学の本でも見たことがある。

私の会社でも、もう十数年、こういう形の運動をやっている。挨拶運動は何回も繰り返しやっていくものだと思うので、これからも取り組んでいただきたい。

＜委員＞

委員から挨拶は全ての基本、出発点というお話があった。私も学校現場におり、このこころの再生府民運動は本当に大事な取組みだと思う。かつて、道徳教育の森信三先生は、礼を正すことが学校の基本であるとおっしゃった。まず、相手の目を見て笑顔で挨拶できることから学校生活がスタートし、次に掃除と整理整頓で場を清め、そしてチャイムで行動という時を守ることが大切と思う。この挨拶と掃除と時間厳守の3つが学校組織の基本かと思う。こころの再生不眠運動の15年の歩みからさらに、この取り組みを発展をさせていただきたい。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

社会に参画・貢献し、意識や態度を育むという「志（こころざし）学」に関しては、教材作りや、あるいはいろんな事例を集め、子どもたちに指導していただき、一層発展をさせていただくようお願いする。

キャリア教育の推進に関しては、子どもたちが主体的に自分の就きたい仕事を決定していくという観点から、企業を招いての出前授業や、職業教育のテキストなどを作成して、仕事紹介を幅広くされているという紹介があった。委員からは、より一層そういう取組みを強化していってほしいというご意見あった。

スクールカウンセラーの配置事業については、子どもたちの不安や悩みに答えるのは当然のことだが教員についても相談件数が増えているという報告があった。一方、教員のスクールカウンセラーへの相談に関して、教員自身の教育指導が至らないから相談するのではないかというネガティブな意識が学校現場に少なからずあり、そうしたことから相談しにくい実態もあるのではないかという指摘が委員から出された。心や体の不調を抱える教員も多くいる中で、教員も気軽に利用しやすくなるよう、スクールカウンセラーの活用を教職員に向けても一層充実してほしいという意見があった。

不登校対策会議については、未然防止とともに、多様な支援として、学校復帰のみではなく社会的自立支援を行っていることが報告されたが、適応指導教室等をはじめとする学校の中での居場所作りを進め、子どもたちが不登校にならないように、未然防止と支援の体制をより充実していただきたい。それに関して、民間支援団体と連携すると、学校の教職員が外部の民間の連携に抵抗感がある場合もあるので、そういうことがないよう、子どもが多面的な支援が受けられるように、指導を充実していただきたいという意見があった。

道徳教育の推進に関しては、数値だけではなく記述式で、一人一人を考えさせる教材となっており、指導もそのように評価をしているということで、一層充実してほしい。委員からは、とりわけ家庭でも道徳のことについて話し合えるような、より充実した教材内容を作成してほしいという意見があった。

最後に、こころの再生府民運動に関しては、15年の歩みの中で、実績も成果も府内に広がっていると聞いている。挨拶は全ての基本であり、この運動の推進を一層お願いしたいという意見があった。

〇　会長より、事務局で整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

基本方針９について

○　資料３－１「点検及び評価調書（案）　基本方針９　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」により、事務局から説明。

○　資料３－２により、委員の意見について、事務局から説明。

|  |
| --- |
| ＜ヤングケアラ―／児童生徒が学業に専念できる環境整備に関して＞  　児童生徒の健全な育みにおいては、学校と家庭・地域等との連携が重要と思うが、最近、家族の介護や世話を担う「ヤングケアラー」問題がクローズアップされている。  　昨年実施された政府の調査によれば、「食事の準備や洗濯などの家事」や「きょうだいを保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守り」など、「世話をしている家族がいる」という割合は、中学生が5.7％（約17人に1人）、全日制の高校生が4.1％（約24人に1人）という結果であった。  　この度、大阪府においても実態調査を行うとのことであるが、調査結果の分析を通じて児童生徒の生活状況などを明らかにし、具体的な支援策を構じて、児童生徒が学業に専念できる環境整備を行うことが重要であると考える。 |

＜事務局＞

実態調査については、府立高校において、ヤングケアラーの適切な支援に向けて、生活実態や、支援ニーズ等を把握するため、現在、全ての府立高校生を対象にアンケート調査を実施しているところ。

この調査は２つの目的があり、一つが、ヤングケアラーと自覚していない生徒を含め、1人でも多くのヤングケアラーの実態を把握することということ。もう一つが、本調査の実施を契機として、教員がヤングケアラーに対する正しい理解を持ち、その可能性がある生徒を察知し、関係機関と連携しながら支える仕組みの構築へと結びつけていくこと。

この調査は、11月を目途に結果を取りまとめる予定で、教育庁としては、この調査の結果を踏まえて、福祉部等の関係部局とともに必要な支援策について検討を進めることにしている。

＜事務局＞

小中学校におけるヤングケアラーの状況は、実際に子どもたちに接する時間の長い小中学校が発見しやすい立場であると認識している。

小中学校としては、いかに早く見つけるか、そして適切な支援にどう繋げるかということだと考えている。そのため、現在、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、あるいは市町村教育委員会の担当者、また各校の教職員を対象に、連絡会や研修会等でヤングケアラーがまだまだ一般的ではない部分もあるので、ヤングケアラーの概念や、きめ細かく子どもの状況把握する工夫をお伝えしている。

工夫の具体例として、現在小中学校では、年に複数回、子どもたちに学校生活の状況を聞く生活アンケートを行っているが、例えばその質問の中に「家庭で過ごす時間が長いものは何でしょうか」という項目を加え、選択肢の中に「家事手伝い」の項目を入れてみることも紹介している。

加えて、教職員にヤングケアラーの認識をより一層深めてもらえるように、早期発見に向けた留意点などをまとめた資料を作成して各校に配布し、研修等で活用をしていただく予定。

また、ヤングケアラーを含めて支援が必要なケースについては、福祉機関との連携を進めるにあたって、スクールソーシャルワーカーの役割は大変重要だと考えている。府としては、政令中核市を除き、府内全ての市町村の全ての中学校に週1回配置できるように支援を行っているところ。

＜委員＞

まずは実態調査から始め、その実態を把握して、指導に生かすということだった。昔であれば親の面倒をみたり、子どもたちが家族の手伝いをするのは、美談の一つでもあった。しかし、少子高齢化が進み、家族も核家族になり、学業にまで影響がでるような子どもたちの、介護や家族の世話というものが大きな問題になっている。

まずは府内の実態を明らかにするとともに、教職員自身が子どもたちの学校外の16時間の暮らしに心を寄せて、指導していくということが、この問題の解決には重要かと思う。実態調査から課題を明らかにするということなので、今後ともよろしくお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜「おおさか元気広場」と協力企業・団体による出前プログラムについて（具体的取組133）＞  　このような取組みは、是非多くの保護者にも知っていただけるよう周知していただきたい。  　周知の方法としては、PTAも活用いただきたい。PTAと市町村教育員会の２つのルートを通じて周知をすることで、保護者の積極的な参加が期待できるとともに、教育委員会及び各学校の慎重な検討により、取組の実施が困難となるケースの減少が期待できる。  　また、保護者をはじめ、さまざまな主体が取組みに参加することにより、学校区毎の地域の教育コミュニティづくりに貢献し、取組みの活性化にも繋がると考える。 |

＜事務局＞

教育庁では、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てる教育コミュニティづくりを推進しており、その取組みの一つとしておおさか元気広場を実施しているところ。

これは市町村が主体となり、放課後や週末などに、子どもの安全で安心な活動場所を確保し、体験活動や学習活動などの機会を提供する取組み。

実施にあたっては、保護者、ＰＴＡの皆様、地域の住民の方など、地域の方々に協力いただき、活動メニューの企画運営や子どもたちの安全見守りなどの活動をしていただいている。

このおおさか元気広場の中に、ご意見をいただいたプログラムがあり、子どもたちが豊かな学びや体験ができるよう、企業団体の協力を得て、スポーツ教室や科学実験、またお金や環境に関する学びや食育など、専門的なスキルやコンテンツを活かした約100種類の出前プログラムを提供している。

この出前プログラムを周知するため、おおさか元気広場の実施主体である市町村に対して担当者会議で紹介するとともに、地域で活動するコーディネーターやボランティアを対象とした研修会での紹介などを行っている。

また、おおさか元気広場全体の周知としては、各地域で行われているおおさか元気広場の様子を取材し、ホームページで紹介したり、メールマガジンの発信をしている。その他、実施主体の市町村の方でも広報やホームページを活用したり、学校を通じてチラシを配布するなど各地域の実情に応じた方法での周知をされているところ。

委員ご指摘のとおり、この取組みについてＰＴＡなどを通じてより多くの保護者の方に知っていただくことは、より多くの子どもたちのおおさか元気広場への参加に繋がったり、保護者、ＰＴＡの皆様など地域の方々が活動に協力していただくことに繋がり、各地域の取組みの充実に繋がる重要なことだと考えている。

このため、先ほどの周知を引き続き実施するとともに、周知の取組みにもＰＴＡの方にご協力いただくなど方法の工夫に努めてまいりたい。

＜委員＞

非常に多くの、また多岐に渡る周知の取組みを実施しているということで、安心した。ぜひＰＴＡも活用いただいたらと思ったのは、ＰＴＡという組織は学校に並行して存在しているとともに、そのＰＴＡが協力できる市町村のＰＴＡ協議会があり、さらに大阪府のＰＴＡ協議会、そして地区のＰＴＡ協議会というふうに団体規模が徐々に大きくなっていく組織的な特徴があるので、PTAを活用し、周知をしていただくのも一つの方法ではないかと思う。活用による効果も考慮した上で結構だが、一度検討していただきたい。

|  |
| --- |
| ＜すべての府民が親学習に参加できる場づくり（具体的取組135）＞  　すべての府民が親学習に参加できる場づくり、保護者に対する親学習を実施する市町村を増やす取組について、親が学べる機会を提供することは、より良い社会を作っていくためには大切なことだと思う。  　「親学習」についてであるが、  ・「親学習」により、何が学べるのか。  ・親学習で学べる内容は、「親としてこうあるべき」という一方的な正しさを押し付けるような内容にはなっていないか。  ・府民のためになる内容の魅力が伝わる周知の仕方になっているか。  　以前、幼稚園のPTA役員をした際、説明を受けたと思うが、その時は魅力を感じることができず、委員会内で、「実施せず」と判断したことがある。親のニーズを把握し、内容を精査していただき、ぜひ、有効な取組に育てていただきたい。 |

＜事務局＞

保護者などが親と子の関係や子育てについて学ぶことのできる機会を提供するため、親学習を進めている。住民に身近な取組みとして、市町村や学校などが実施主体となって実施されているもの。

大阪府が進める親学習は、府が養成した親学習リーダーと呼ばれる地域人材が進行役を務めてグループワークを行って、子育ての身近なエピソードを題材にして話を通じて、子育ての方法や子どもとの関わり方を考える参加体験型の学びになっている。

親としてこうあるべきというような講義の形で伝えることはしておらず、参加者同士で意見交換したり、自分自身の考え方を振り返ったりするもの。保護者が自分のとるべき行動を主体的に判断して行動できる力を身につけることを目指して進めている。

親学習で使用できるように、子育ての身近なエピソードや子育てに関わる資料などを掲載した親学習教材なども用意しており、具体的には、褒めることをテーマとした教材や子どもが言うことを聞いてくれないときの対応をテーマにしたもの、また、子どもの自信を育むことをテーマとした教材など社会的動向や教育課題などの状況を踏まえて作成し、今現在は30種類がある。

親学習の実施拡大に向けた周知の取組みとしては、実施主体が市町村や学校などが参考にできる好事例のホームページ掲載とともに、担当者会議などを通じた市町村への紹介、また研修の機会などを活用した教職員への紹介などを行っているが、委員ご指摘のとおり更にその効果や魅力を十分に伝えていかないといけないと考えている。

親学習に参加した方からは、忘れがちになっていた大切なことを思い返すことができたとか、子育てのヒントを得て参考にしたいと思ったなどの感想をいただいており、アンケートでは9割以上の参加者が子育てに対しての悩みや不安が軽減したと回答されている。

こうした親学習の魅力を伝えられるよう、周知の方法を工夫するとともに、住民と直接関わる市町村職員や親学習リーダーなどを介して保護者のニーズを把握するようにし、そのニーズに応じた好事例を重点的に周知しながら、親学習がより有効なものとなるよう取組みの充実に努めてまいりたい。

＜委員＞

子どもの関わり方などを親が学べる機会というのは、自分から学びに行かないとないというのが現状で、とても難しいところだというのは私も普段から考えている。

基本的に親は皆さん忙しいって思い込んでいるところもあると思うが、その中で行ってみたいと思う魅力的な周知方法をぜひ検討して、たくさんの方に利用してもらえるようなものに育てていってもらいたい。

|  |
| --- |
| ＜放課後等の子どもの体験活動や学習活動等の場づくり(具体的取組133)＞  　「居場所づくり事業」の実施内容で、「地域や家庭に居場所のない子どもや、困難を有する子どもたちに対し、地域において放課後等に気楽に立ち寄れ、食事の提供など行う居場所づくりを実施する市町村に対して交付金を交付した」とある。  　大阪府内では、各市町村でこども食堂支援事業補助金や子ども食堂ネットワーク構築事業などの取組みが実施されているが、これらは大阪府内一律の取組みなのか。  　コロナ禍で失業率も高くなり、親の収入が大きく減少している現状、シングルマザーを取り巻く状況はさらに深刻になっていると考えられる。子どもたちの食を安定的に提供できるようなシステムに取り組んでいただきたい。また、大阪府内では「空き家」が増えてきている。その活用により「こども食堂」、または「シングルマザー」や「こどもを抱えた生活困窮者」に対して居場所の提供も考えてみていただきたい。 |

＜事務局＞

こちらの意見については大阪府の福祉部が担当。福祉部からもらった内容を回答として紹介する。

子ども食堂への補助金や子ども食堂ネットワーク構築などの取組みについては、市町村がそれぞれの事情に応じて任意で実施しているもので、府内一律の取組みではない。

府としては、子ども食堂等の居場所は子どもや保護者の孤立を防ぎ、地域で見守るとともに、子どもや保護者が抱える課題を見いだし、支援に繋ぐ場となり得る大変有意義な取組みと考えている。

そこで府としては、より多くの地域で子ども食堂等の居場所づくりが進むように、交付金により市町村の取組みを支援しているところ。

また、例えば子ども食堂で発見された子どもの抱える課題から、市町村が配置している専門職員がアセスメントを行い、子どもや保護者を必要な支援に繋ぐという事例など、市町村が子ども食堂等と連携して取り組む好事例について、市町村と情報共有等を行っているところ。

今後とも各地域において子ども食堂等の居場所づくり、その居場所と連携した取組みが進むよう、府としても、財政支援や好事例の共有により、市町村の取組みを支援していきたいと考えている。

＜委員＞

この件は、なかなか難しい話だと思っている。大阪府が一律に施策を行うのではなく、各市町村が様々な取組みをしていて、府がそこに交付金を出して取り組んでいるということについては理解した。

つい最近、ある相談が寄せられた。内容としては、最近、飲食業をはじめとする職業・仕事が失われているが、家庭に子どもがいて、学校が休みになると、そこで給食がでない。お金がないから食べるものがないということで、子ども食堂を充実させる方法はないかというお話だった。

単に場所を作るだけではなく、行政が一体となって動かないと解決しないのだろうとは思うが、一つずつできることから取り組んでいけるとよい。

場所がないということであれば、今大阪府内ではかなりの空き家が出ている状況なので、行政が例えば家主さんや不動産業者と連携し、そういう場所をまずは作るということも必要かもしれない。

居場所づくりも解決の一助になっていくのではないかと思っている。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

基本方針9については、委員の皆様から4点意見があった。

ヤングケアラーの問題については、子どもたちの実態把握と、それに基づいた教職員の理解、そしてそれを支える仕組みの構築を進めるということだった。より一層その取組みを進めていただきたい。

大阪元気広場と協力企業団体による出前プログラムについては、それぞれホームページやメール、様々な媒体を通して周知し、100の出前プログラムのもとで、市町村と連携して取り組んでいるということだった。委員からは、とりわけＰＴＡの活用では、市・府・地区の協議会がそれぞれあって、負担のない範囲内でそうした協議会も活用して、ＰＴＡ活動が貢献できるよう考えてほしいという意見があった。

また、全ての府民が親学習に参加できる場作りに関しては、親学習リーダー進行役を通して市町村と連携して進めているという説明があった。親学習については30種類の指導資料等を作成して取り組まれているということだが、委員からは、さらに行ってみたいと思うような魅力ある内容づくりと周知に取り組んでほしいという意見が出された。

最後に、放課後等の子どもの体験活動や各学習活動等の居場所づくりについては、このコロナ禍の中で飲食業に関係する皆さんが大変厳しい状況に置かれており、そうした飲食業の方の活用についての意見があった。また、居場所づくりという意味では、不動産業者との連携で空き家などを活用しながら、子ども食堂や子どもの食を支えながら健全な育みを保障するという取組みに繋げていけないかという意見をいただいた。

〇全体を通して会長よりご意見がないか委員へ確認

＜委員＞

話題にはなかったが、幼児教育の充実に関して、認定こども園、私立幼稚園における多様な保育ニーズへの対応については、補助金や開園時間の延長というのも非常に大事だが、幼稚園の現状は、私学の特色ということを生かしながら、学習に力点を置いているところもあれば、様々な視点があり、非常に子どもたちへの影響が大きい。子どもたちはやがて小学校に入ってくるわけなので、幼児教育の内容についても、府として何らかの形で相談や支援を進めていくことは、小学校に入る段階のことを考えたときの重要な要素になってくるかと思うので、その充実が大事だと思う。

具体的には、幼児教育の内容や取組み、そして教員の研修。特に私立幼稚園教諭の研修は十分できているとは現状思えないので、こうしたことも少し考慮いただきたい。

＜事務局＞

幼児教育については、大阪府でも幼児教育センターを教育センター内に置いており、私立も含めて相談等に応じたり、研修をする体制を組んでいる。

一方で、私学はそれぞれの学校法人が運営しており、幼児教育には府が直接関わるのではなく、市町村の事業・所管ということになるので、府としては幼児教育センターなどを使い、一定の質の担保を図っていきたいと考えている。

＜委員＞

府の取組みについてはそうだと思うのだが、先ほどのような課題があり、それがさっきの小1プログラムにも繋がっているということも踏まえて、少し発言させていただいた。

＜委員＞

幼児教育のさらなる充実、指導につきましても、よろしくお願いする。

〇　会長より、事務局で整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

（２）第４回審議会の開催について

〇　事務局より、説明

＜事務局＞

本年度の大阪府教育行政評価審議会では本日を含めて3回の審議を行ってきた。

審議を行う中で、昨年度の大阪府の教育行政はコロナウイルス感染症による影響を非常に大きく受けているということが明らかになった。

例えば、昨年度の春の学校一斉休校の実施や、その後の教育活動の制限、現在も緊急態宣言期間中であり、クラブ活動等と制限がなされているところ。そういった制限など、子どもたちや教育現場は平常にはない対応が迫られているということが明らかになっている。その結果、大阪府が行った個々の取組みについても、結果が例年とは大きく変化したものが少なくないと見受けられる。

このような状況を受け、当審議会が令和2年度の大阪府の教育行政について意見をまとめる上では、新型コロナウイルス感染症による影響、それに伴う教育行政の取組みを総括し、これからの教育行政の取組みに繋げていく、そういった必要があると考え、今年度に限り、このテーマについて第四回の審議会の開催をご提案するもの。

＜委員＞

今説明があったとおり、この間、コロナ感染拡大の中で平時ではない様々な取組みがなされてきたところである。学校、家庭、地域等においても、コロナ禍で教育活動の制約や延期や中止など、いろいろな路線変更がされて、子どもたちにとっても保護者にとっても、また地域にとっても大きなストレスの中で過ごされることも多かったかと思う。

委員の皆様の貴重な時間と労力をいただくことは大変恐縮であるが、ぜひ第4回目の審議会を開催いただき、コロナ禍における府内の諸政策に関する総括的な論議について事務局で勘案いただきたいと思う。

〇　会長より委員に意見の有無を確認　⇒　意見なし

〇　会長より委員に開催についての承諾を求める　⇒　異議なし

それでは本日の審議はこれで終了とする。この後の日程等について事務局から、説明をよろしくお願いする。

＜事務局＞

第4回の審議会については、事務局において審議の進め方および日程を調整し、改めて各委員の皆様にご連絡する。